

◎公契約関係競売等妨害が判明した下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：①アイサワ工業株式会社  
②株式会社銭高組  
業者の住所：①岡山県岡山市北区表町1-5-1  
②大阪府大阪市西区西本町2-2-4
- 指名停止措置期間：令和4年6月30日～令和4年7月29日  
(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要  
本件は、防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地（岐阜県各務原市）内における建設工事を巡り、アイサワ工業（株）の名古屋支店長及び（株）銭高組の元名古屋支店長が令和4年5月31日に、公契約関係競売等妨害容疑で名古屋地方検察庁に在宅起訴されたものである。
- 指名停止措置理由  
当該業者たるアイサワ工業（株）の名古屋支店長及び（株）銭高組の元名古屋支店長が公契約関係競売等妨害容疑で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第8号口（下記参照）に該当する。  
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）  
代表：092-471-6331  
総務部契約課長 小柳 康孝（内線 2511）  
（契約課直通：Tel 092-476-3509）  
港湾空港関係  
総務部契約管理官 山村 裕未（内線 290）  
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）